

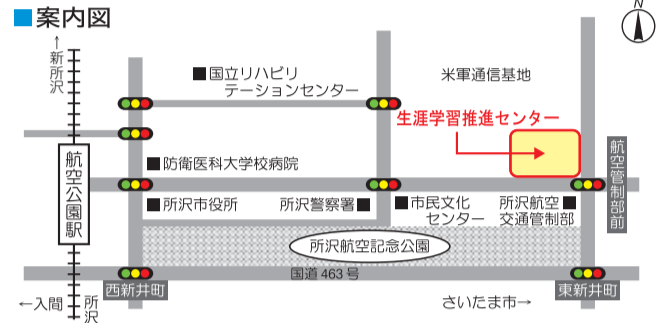
【情報館】・特にことわりのないものは4月1日(金)から申し込みを受け付けます。・費用等の記載がないものは無料です。

東北地方太平洋沖地震への 救援物資を受け入れます

受け入れ品 未使用のもの、品目ごとの箱単位に限り
ます。▶食料(生もの、賞味期限の短いものを除く)
▶水(ペットボトル)▶毛布▶大人用・子供用紙おむつ
(マスターカートンのみ)

受け入れ場所 〒359-0042並木6-4-1生涯学習推進センター
体育室 ☎2991-0303

受け入れ時間 午前9時～午後4時30分(土・日曜日、祝
休日を除く)



- 西武新宿線「航空公園駅」東口より徒歩約17分(1.3km)
- 航空公園駅東口発 並木通り団地・新所沢駅東口・エスティ
ィ所沢・所沢駅東口行にて「秩父学園入口」下車徒歩1分
- 問▶コミュニティ推進課 ☎2998-9083 ▶埼玉県・災害対策本部
(救援物資担当) ☎048-830-8281
- 対象救援物資の詳細は、県HPをご覧ください。

計画停電による市役所等の 業務や行事について

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により電力不足が生じたため、東京電力による計画停電が実施されています(平成23年3月18日現在)。そのため、本号に掲載されている情報を含めた市役所等の業務や行事については、内容の変更、中止または延期の場合があります。詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。

なお、計画停電の詳細については、東京電力へお問い合わせください。ご迷惑をおかけしますが、ご理解と、ご協力をお願いします。

計画停電に関する問い合わせ

- ▶東京電力埼玉カスタマセンター ☎0120-995-442 (フリーダイヤル)
- ▶東京電力志木支社 ☎048-218-4170

被災者に対する義援金を募っています

東北関東大震災の被災者に対する義援金箱を市役所1階の総合案内カウンターに設置しています。皆様のご協力をお願いします。

義援金箱設置期間 9月30日(金)まで

問福祉総務課 ☎2998-9113

子ども手当(平成23年度)

平成23年度の子ども手当については、詳細が決まりしだいお知らせします。

問子ども支援課 ☎2998-9124



- ◆**児童扶養手当・特別児童扶養手当**
- 対 次のいずれかに該当する18歳までの児童を養育している父、母、または養育者
- ① 父母が離婚した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障害を持つ児童
- ④ その他の理由で父または母がいない児童
- ◎ 申請者やその配偶者、および同居等生計を同じくする直系親族、兄弟姉妹の所得制限があります。
- 手当月額** ▼1人: 41,550円(全部支給) または 41,540円(一部支給) または 41,540円(一部支給)
- ▼2人: 5千円を加算 ▼3人以上: 1人につき3千円を加算
- ▼対象外 ▼児童が児童福祉施設(母子生活支援施設・通園施設を除く)に入所しているとき



区分	対象	手当月額
A	▶身体障害者手帳1級程度 ▶療育手帳A▶障害程度が障害児福祉手当の支給要件に該当(精神障害者も含む)	11,500円 ◎65歳以上新規手帳取得者は6,500円です。
B	▶身体障害者手帳2級程度 ▶療育手帳A・B	9,000円 ◎65歳以上新規手帳取得者は4,000円です。
C	▶精神障害者保健福祉手帳1級・2級	5,000円 ◎65歳以上新規手帳取得者は対象外です。

◎施設入所者、住民税が課税されている方、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の受給者は対象外です。

- ◆**特別児童扶養手当**
- 対 精神または身体に次のいずれかの障害をお持ちの20歳未満の子どもを養育している父、母、または養育者
- ① 身体障害者手帳1級〜3級、4級の全部または、重度の内部的疾患
- ② 療育手帳A、B
- ③ 精神疾患等で①、または②と同程度の障害
- 対象外** ▼子どもが児童福祉施設等に入所しているとき ▼子どもが公的年金を受けることができることのできる時 ▼対象者やその配偶者、および同居等生計を同じくしている直系血族・兄弟姉妹の所得が一定以上の場合
- 手当月額** ▼特別児童扶養手当1級: 50,550円 ▼特別児童扶養手当2級: 33,670円
- 甲 市役所2階子ども支援課 ☎2998-9124へ直接

- ④ 精神保健福祉手帳1級
- ③ 療育手帳A
- ② 肢体不自由に係る障害の一つにつき身体障害者手帳1級

特別障害者手当

対 精神または身体に次のいずれかの障害をお持ちで、常時特別な介護が必要な20歳以上の方

① 身体障害者手帳2級以上の障害を重複

② 肢体不自由に係る障害の一つにつき身体障害者手帳1級

③ 療育手帳A

④ 精神保健福祉手帳1級

手当月額 14,330円

甲 市役所1階障害福祉課 ☎2998-9116へ直接

障害児福祉手当

対 精神または身体に次のいずれかの障害をお持ちの20歳未満の方

① 身体障害者手帳1級の一部および2級の一部

② 療育手帳A

③ 精神保健福祉手帳1級で常時介護が必要

④ 重度の内部障害および血液疾患等で日常生活が極度に制限される状態

対象外 ▼施設入所者 ▼障害が支給事由の年金受給者 ▼対象者・配偶者・扶養義務者に一定以上の所得がある

手当月額 14,330円

甲 市役所1階障害福祉課 ☎2998-9116へ直接

住民票等の申請時の本人確認

第三者が本人になりすます不正な届出を防止するため、住民票の写し・戸籍の謄抄本等の申請、転入・転出等や戸籍の届出の際は、本人確認が義務付けられています。届出や証明書の申請の際には、運転免許証、パスポート、顔写真付きの住民基本台帳カード等の本人確認ができる書類をお持ちください。

◎詳細は、市HPをご覧ください。

問 市民課 ☎2998-9087

高額介護合算療養費の支給

医療保険(国民健康保険や後期高齢者医療保険、社会保険など)と、介護保険の自己負担額の合計額が一定額を超えた場合、その超過分を支給します。支給対象者には、申請書を送付しました。

◎詳細は、お問い合わせください。

問 福祉総務課 ☎2998-9113

▼国保年金課 ☎2998-9131

▼介護保険課 ☎2998-919420

納税は便利な口座振替をご利用ください。

▶納期内納付にご協力ください。

▶ゆうちょ銀行・郵便局(納期限内に限る)、コンビニエンス・ストアでも納付できます。